

八尾市消防本部庁舎建設等整備事業

基本協定書（案）

[S P C 設立無し版]

令和5年12月15日

八尾市

基本協定書(案)

八尾市消防本部庁舎建設等整備事業(以下「本事業」という。)に関して、八尾市(以下「甲」という。)と[●]及び[●]をその構成員とし、[●]をその代表者とする落札者[●]グループ(以下「乙」といい、その構成員を「乙の構成員」、またその代表者を「乙の代表者」という。)との間で、以下のとおり、基本協定(以下「本基本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が甲との間で締結する八尾市消防本部の新庁舎及び指令センターをはじめとした事業区域内の建築物、設備及び外構等(以下「本施設」という。)の設計、建設、整備、構築、所有権移転、維持管理、及びこれらに付随、関連する事項に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

(努力義務)

第2条 甲及び乙は、甲と乙が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、事業契約の八尾市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望を尊重する。

(業務の委託、請負)

第3条 乙は、新庁舎の設計に係る業務を[●]に、新庁舎の建設に係る業務を[●]に、新庁舎の維持管理に係る業務を[●]に、指令センターの整備構築及び維持管理に係る業務を[●]に、それぞれ担当させるものとする。

2 乙は、事業契約の締結後、速やかに、前項に定める各業務を担当する者の中で必要な契約を締結し、契約締結後速やかにその契約書の写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により本事業に係る各業務を担当する者は、担当した業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第4条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、令和[6]年[7]月[●]日を目処として、八尾市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲との間で締結するものとする。

2 前項の仮契約は八尾市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、乙より説明を求められた場

合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

- 4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力するものとする。
- 5 甲は、事業契約の締結がなされる前に乙のいずれかに次の各号に定める事由が生じたときは、事業契約を締結しないことができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 8 条の 4 第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
 - (2) 独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは同条第 2 項(同法第 8 条の 2 第 2 項及び同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、同法第 8 条の 2 第 1 項若しくは同条第 3 項、同法第 17 条の 2 又は同法第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。
 - (3) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)、同法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項、又は第 20 条の 2 から 6 のいずれかの規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき、又は同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第 7 条の 4 第 1 項の規定により納付命令を受けなかったとき(同法第 7 条の 2 第 1 項及び同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。))。
 - (4) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)第 4 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは同条第 2 項(ただし、同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)の規定による罪の容疑により刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 247 条の規定に基づく公訴を提起されたとき(事業者又は落札者の構成員の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認められたとき。
 - (6) 乙の構成員又はその役員等(乙の構成員の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。))を代表する者をいう。以下、本条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき。
 - (7) 暴力団員又は暴力団密接関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
 - (8) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (9) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益又は役務の供与(以下「利益の供与」という。)をしたと認められるとき。そのほか、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - (10) 乙の構成員又はその役員等若しくは事実上、経営に参加している者が暴力団、暴力

団員又は暴力団密接関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(11) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本条第1号から第5号に規定する行為を行う者、入札参加停止措置を受けている者又は八尾市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第1項に規定する誓約書違反者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

6 事業契約の締結までに、乙のいずれかが、入札説明書等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失した場合には、甲は、乙の当該資格喪失の状態が解消されるまでの間、事業契約を締結しないことができる。

(準備行為)

第5条 乙は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

(事業契約の効力不発生の場合の処理)

第6条 乙の責めに帰すべき事由(乙が入札説明書等において定められた入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠いたこと、その他乙の責めに帰すべき事由により八尾市議会の議決が得られなかった場合を含む。)により、事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用はすべて乙の負担とする。ただし、乙の各構成員が参加資格要件を備えているにもかかわらず、事業契約を締結しない場合は、連帯して、本事業に係る提案金額の100分の3に相当する金額の違約金を甲に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由(八尾市議会における議決が得られなかった場合を含まない。)により、事業契約の効力の発生に至らなかった場合、甲が本事業の準備に関して既に支出した費用については甲の負担とするほか、乙が本事業の準備に関して既に支出した費用についても合理的な範囲において甲が負担する。

3 前2項を除く事由により事業契約の効力の発生に至らなかった場合は、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は一切生じないものとする。

4 事業契約の効力の発生に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類及びその複製物を甲にすべて返却しなければならない。また乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複製物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した資料等の一覧表及び破棄した資料の一覧表を甲に提出するものとする。

(談合等不正行為があった場合等の措置)

第7条 乙のいずれかについて、第6条第5項第1号ないし第5号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約の締結若しくは不締結にかかわらず、乙は連帯して、甲の請求に基づき、事業契約における契約金額(契約金額の変更があった場合には、変更後の契約

金額。次項において同じ。)の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第6条第5項の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、乙は連帯して、甲の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第6条第5項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項又は第2項の規定の適用があるとき。なお、同条第1項及び第2項の両方の規定の適用があるときは、前項の違約金に付加して支払う金額は契約金額の100分の10に相当する金額とする。
 - (2) 第6条第5項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙のいずれかが甲に甲の競争契約入札心得の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項に定める違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率(昭和32年大蔵省告示第8号)を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 4 前3項の規定は、甲に生じた損害額が第1項及び第2項に規定する損害額を超える場合において、甲が乙に対しその超過分について賠償請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第8条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。但し、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が八尾市情報公開条例(平成7年条例第9号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第9条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の構成員は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和[6]年[6]月[●]日

甲 八尾市

住 所 八尾市本町1丁目1番1号

代 表 者 名 八尾市長 山本 桂右

乙 [●]グループ

(代表企業)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(構成員)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(構成員)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(構成員)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

(構成員)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名